

徳島市農業委員会総会 議事録

1 とき	令和4年3月25日(金) 開会 午後 3時05分 閉会 午後 3時50分
2 ところ	徳島市役所 13階 第1研修室
3 議長	会長職務代理者 金澤 敬治
4 出席者	<p><農業委員></p> <p>1番委員 井川 洋二 3番委員 天羽 俊文 4番委員 野口 俊廣 5番委員 大貝 美治 6番委員 金澤 敬治 7番委員 原田 和彦 8番委員 久米 裕純 9番委員 川人 泰博 10番委員 佐々木永薫 11番委員 板東美佐緒 12番委員 品山 昌美 14番委員 廣瀬 長市 15番委員 細川 勝義 16番委員 谷川 興一 19番委員 市岡 沙織</p> <p><農地利用最適化推進委員></p>
5 欠席者	<p><農業委員></p> <p>2番委員 岸本 昇 13番委員 植田美恵子 17番委員 鎌田 良昭 18番委員 政岡 茂</p> <p><農地利用最適化推進委員></p>
6 欠員	なし
7 議事	<p>(農地関係議案)</p> <p>付議案件</p> <p>第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の審議について 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請の審議について 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の審議について 第4号議案 農地転用の事業計画変更申請の審議について 第5号議案 非農地通知の審議について 第6号議案 相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認について 第7号議案 農用地利用集積計画の承認について</p> <p>報告事項</p> <p>(1)農地関係</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出について 2. 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用の届出について 3. 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用の届出について 4. 農地であることの証明について 5. 地目変更登記に係る照会に対する回答について 6. 農地転用許可後の工事進捗状況報告について

(開会 午後3時05分)

事務局 それでは、定例総会を始めさせていただきます。本日の議長は会長職務代理者の金澤委員が務めることとなっております。進行をよろしくお願いいたします。

議長 ただ今から、令和4年3月徳島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会は、農業委員19名のうち半数を超える15名が出席しており、会議が成立しております。欠席の届出がありました委員は、議席番号2番、岸本 昇委員、議席番号13番、植田美恵子委員、議席番号17番、鎌田良昭委員、議席番号18番、政岡 茂委員です。はじめに、議事録署名者の選任についてですが、総会議事規則第10条の規定により、議長が指名します。議席番号4番 野口俊廣委員と、議席番号14番 廣瀬長市委員の両名を指名します。よろしくお願いいたします。

それでは、これより各議案の審議に入りますが、議案各号ごとに採決しますので、よろしくお願いいたします。では、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第1号議案、農地法第3条第1項の規定による許可申請について御説明します。議案書1ページを御覧ください。全ての申請について法定の添付書類は整っております。農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しているものは見受けられないと思われま。耕作労力・農機具の保有状況等の問題は見受けられず、また、周辺への支障・影響を生ずる要因は特に見受けられません。なお、許可の適否にあたり、不許可の例外規定に該当するものや、特に注意すべき事項のある案件については、個別に説明をさせていただきます。

1番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後56aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。

2番は、譲渡人から譲受人へ、労力不足による経営縮小のための売買で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後153aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。

3番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後130aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。

4番は、譲渡人から譲受人へ、別世帯の後継者への部分贈与で、農地2筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後53aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。

続いて2ページを御覧ください。5番は、譲渡人から譲受人へ、労力不足による経営縮小のための売買で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後56aに至り、譲受人は対象地において、野菜の栽培を行うとのことです。

第1号議案は以上5件で、対象地は、田2,028㎡、畑341㎡、計2,369㎡です。御審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第1号議案の農地法第3条の規定による許可申請は、全案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第1号議案については全案件を許可することに決定いたしました。

続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請について御説明します。議案書3ページを御覧ください。

1番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。申請人は所有する農地を、農家住宅に転用するものです。本案件につきましては、農地法に規定されている立地基準及び一般基準において、許可要件を満たしているものと思われます。

第2号議案は以上1件で、地目は、畑のみ364㎡、転用目的の内訳は、住宅用地です。御審議をよろしくをお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第2号議案の農地法第4条の規定による許可申請は、本案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第2号議案については本案件を許可することに決定いたしました。

続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、御説明します。議案書4ページを、御覧ください。

1番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、土木建設業を営んでおり、所有権を移転し、露天資材・車両置場に転用するものです。

2番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、建築設計業を営んでおり、所有権を移転し、露天資材置場に転用するものです。

3番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、太陽光発電事業を営んでおり、使用貸借権を設定し、太陽光発電施設に転用するものです。また、申請地は既に転用行為が行われており、農地法の手続きをとらなかつたことを反省する旨の始末書の提出があります。

4番と5番は譲受人が同一であるため、あわせて説明します。申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、太陽光発電事業を営んでおり、所有権を移転し、太陽光発電施設に転用するものです。

6番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、太陽光発電事業を営んでおり、所有権を移転し、太陽光発電施設に転用するものです。

7番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、所有権を移転し、自身が役員を務める法人に貸す、露天資材置場に転用するものです。

8番から10番は譲受人が同一であるため、あわせて説明します。申請地は公共投

資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、学校法人であり、所有権を移転し、グラウンドに転用するものです。

11番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、漬物製造業を営んでおり、使用貸借権を設定し、会社敷地への進入路に転用するものです。また、申請地は既に転用行為が行われており、農地法の手続きをとらなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。

12番から14番は譲受人が同一であるため、あわせて説明します。申請地は公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、土木建築業を営んでおり、賃貸借権を設定し、四国横断自動車道の工事に伴う迂回路用地、露天資材置場として令和4年4月1日から令和7年3月31日まで一時転用するものです。

15番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、土木建築業を営んでおり、所有権を移転し、露天資材置場に転用するものです。

16番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、使用貸借権を設定し、専用住宅に転用するものです。

17番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、使用貸借権を設定し、農家住宅に転用するものです。

以上の案件につきましては、農地法に規定されている立地基準及び一般基準において、許可要件を満たしているものと思われます。また、転用目的が、資材置場及び駐車場となっている案件については、太陽光設備認定をとっていないことを確認済みであり、転用規模が大規模である1番、7番、12番から14番案件については地区審査を実施しました。

第3号議案についての説明は以上で、地目は、田が5,237.42㎡、畑が3,501.11㎡、その他49㎡で、合計8,787.53㎡です。転用目的の内訳は、住宅用地351.11㎡、駐車場・資材置場3,071㎡、その他施設用地が5,365.42㎡です。以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願い致します。

議長 事務局からの説明は以上ですが、地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思えます。それでは、1番案件の地区審査に参加していただいた、多家良地区の井川委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

井川委員 今月17日の午後2時より、1番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、私と岸本委員、瀬畑推進委員、安廣推進委員の4名と転用者側1名、事務局2名の7名です。

申請対象の農地は、丈六町長尾にあり、2種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で所有権を移転し、露天資材、車両置場に転用しようとするものです。造成については、隣接する道路と同じ高さのままで、碎石を敷き、転圧して整地します。排水については、雨水のみであり、地下浸透とするとのことで、地元の土地改良区から意見書及び同意書が提出されています。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、隣接する農地もないことから、被害防除措置についても問題はなく、多家良地区の委員は、一致して許可やむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願い致します。

議長 ありがとうございました。続きまして7番案件の地区審査に参加していただいた、不動地区の久米委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

久米委員 今月15日の午前10時より、7番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、増井推進委員と私の委員2名、転用者側1名、事務局2名の5名です。申請対象の農地は、不動西町2丁目にあり、第2種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で所有権を移転し、露天貸資材置場に転用するものです。造成については、道路高まで60cmほど盛土し、砕石を敷いて整地する計画です。排水については、地下浸透で処理するとのこと、地元土地改良区からの意見書及び排水同意書が提出されています。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題なく、不動地区の委員は、一致して許可やむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。続きまして12番から14番案件の地区審査に参加していただいた、川内地区の廣瀬委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

廣瀬委員 今月15日に12番から14番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は私と植田委員と細川委員、兼田推進委員と笹田推進委員の5名と事務局2名、転用者側2名になります。

申請対象の農地は、川内町旭野にあり、第2種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で賃貸借権を設定し、高速道路の工事を行うための迂回路用地及び資材置場として3年間、一時転用するものです。造成については、現状のままでアスファルト及び砕石で舗装しますが、転用後は、全て剥ぎ取り、撤去することで、鳴門金時を耕作できる状態まで原状回復することを確認しております。排水については、雨水のみであり、地下浸透及び、隣接する水路に排水するとのこと、地元土地改良区からの意見書が提出されています。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題はなく、川内地区の委員は、一致して許可やむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。地区審査に参加された委員からの意見は以上ですが、その他、全案件について申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見・御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第3号議案の農地法第5条の規定による許可申請は、全案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第3号議案は全案件を許可することすることに決定いたしました。

続きまして、第4号議案、農地転用の事業計画変更申請の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第4号議案、農地転用の事業計画変更申請について御説明します。議案書7ページを御覧ください。

1番は、平成25年9月に5条許可を受けていたものです。変更内容についてですが、当初の転用目的、ガソリンスタンドから露天資材置場に変更し、面積についても

当初4筆、4,810㎡から一部分筆が入り、3筆、1,885㎡に変更するものです。

それでは、変更に至った経緯等について説明します。当初の譲受人は、許可後直ちにガソリンスタンドの建築工事にかかる予定でしたが、経済・社会情勢による資金繰りの悪化及び新型コロナウイルス感染の影響によりガソリンスタンド建築が困難な状況となりました。そして、昨年10月に、一部の面積について新たな事業承継者が飲食店に転用する5条許可申請及び事業計画変更承認申請がなされ、10月総会において審議の結果、許可決定及び変更承認されたものです。今回は、昨年申請の対象とならなかった残りの面積について転用計画がまとまったため、申請に至ったものです。資材置場の計画内容についてですが、譲受人は石油製品の卸売業をしており、タンクローリーの車両や廃タイヤの保管及び修繕用車両を置く計画のほか、今後の新たな事業展開として、農業用の土壌改良に必要な砂や砕石を置く計画です。今回の変更に伴った資料一式が提出されており、農地法に規定されている立地基準及び一般基準において、許可要件を満たしているものと思われます。また、地区審査については、昨年10月の申請の際にまとめて実施しております。

第4号議案は以上1件で、地目は、田のみ1,885㎡で転用目的の内訳は、駐車場・資材置場になります。以上で説明を終わります。御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思います。

それでは、川内地区の廣瀬委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

廣瀬委員 昨年の10月19日に地区審査を実施しましたので、報告します。

参加者は、植田委員、細川委員、兼田推進委員、笹田推進委員と私の委員5名、転用者側1名と事務局2名です。

申請地は、川内町平石住吉にあり、2種農地に区分されるということです。転用目的は、露天資材置場であり、土地の造成については、現況は、当初の許可後に造成済となっているため、整地のみ行います。排水については、雨水のみで地下浸透のほか、東側の水路に放流する計画で、地元の土地改良区から排水同意書が提出されています。以上のことから、今回の変更申請について、隣接する農地もないことから、被害防除措置についても問題はなく、川内地区の委員は一致して、変更承認やむを得ないのではないかと心証を持ちました。報告は以上です。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございました。地区審査に参加された委員からの意見は以上ですが、その他、本案件について申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見・御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第4号議案の農地転用の事業計画変更申請については、本案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第4号議案については、本案件を承認することに決定いたしました。

続きまして、第5号議案、非農地通知の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第5号議案、非農地通知について御説明いたします。議案書8ページを

御覧ください。今月は1件の通知願の提出があったため、3月14日に地元委員さん2名と事務局職員2名、所有者の関係者2名で現地の確認をしております。

対象地は、人が進入することもできないほど、雑木等が繁茂し、農業用機械による耕起・整地が困難であることから、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な状態であると認められます。また周辺は、山林が多く、非農地判定による周辺農地への被害発生のおそれは小さいとされます。

第5号議案は、以上1件で、対象地は、畑のみ455㎡、です。御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第5号議案の非農地通知については、本案件を非農地と承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第5号議案については、本案件を非農地と承認することに決定いたしました。なお、この議決により、所有者及び関係各所に非農地通知を送付することになります。

続きまして、第6号議案、相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第6号議案、相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況について御説明します。議案書9ページを御覧ください。

1番は、すべての農地で耕作を継続しております。

2番は、一部、対象地から除外している箇所もございますが、対象地の農地については、耕作を継続しております。

第6号議案は以上2件で、税務署あてに報告しようとするものです。対象地の面積は、田7,969㎡、畑6,772.50㎡、合計14,741.50㎡です。御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので、採決いたします。第6号議案の相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第6号議案については全案件を承認することに決定いたしました。

続きまして、第7号議案、農用地利用集積計画の承認についての審議を開始します。本号の審議に先立ち、委員が関係者となる案件が含まれておりますので、農業委員会法第31条に定める、議事参与の制限の規定に基づき、岸本昇委員、天羽俊文委員、細川勝義委員、谷川興一委員に御退席をお願いいたします。なお、審議終了後に、入室・着席をしていただきます。

それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第7号議案、農用地利用集積計画について御説明します。議案書10ページを御覧ください。全ての申請について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める、利用権設定に関する要件はすべて満たしていると思われます。今月は新規設定が25件、再設定が52件で合計77件となっており、そのうち、賃貸借権が63件、使用貸借権が14件となっております。なお、2番、7番、58番、59番案件について、新規就農面談を実施しました。

設定しようとする土地での地区別の内訳は、1番から8番が多家良地区18筆・8件、9番から20番が勝占地区29筆・12件、21番が八万地区10筆・1件、22番から25番が上八万地区8筆・4件、26番が入田地区2筆・1件、27番から32番が不動地区11筆・6件、33番から37番が応神地区13筆・5件、38番から68番が川内地区38筆・31件、69番から72番が国府地区7筆・4件、73番が南井上地区4筆・1件、74番から77番が北井上地区9筆・4件となっております。

利用権設定については以上で、田94筆・120,532.61㎡、畑55筆60,452㎡の合計149筆・180,984.61㎡となります。

第7号議案の農用地利用集積計画の承認についての説明は以上です。御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、新規就農面談を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思えます。それでは、2番と7番案件の新規就農面談に参加していただいた、多家良地区の井川委員さん、新規就農計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

井川委員 3月17日の午前10時30分から2番・7番案件で地区審査を実施いたしましたので報告します。借受人が同じなので同時に説明させていただきます。

参加者は岸本委員、安廣委員、瀬畑委員と私の委員4名、借受人1名、事務局2名の7名です。

借受人は、この度申請地で、果樹や野菜の栽培を計画しております。借受人は、以前から興味があった農業を始めるため、徳島かんきつアカデミーで、一年間、果樹や野菜の栽培を学びました。申請地は4筆あり、一部には所有者が植えたスダチがあり、時期が来たら、すぐにでも収穫できる状態です。他の申請地には、ユズの苗木を植え、空いたスペースで野菜の栽培を計画しております。また、軌道に乗れば、ミカンの栽培も考えているようです。果樹は収穫までに時間がかかるため、野菜の耕作面積を増やし、所得を上げていく計画です。農機具に関して、必要なものは既に準備しており、問題はありません。結論として、今回の新規就農計画等に問題はなく、多家良地区の委員は一致して、問題ないのではないかと心証を持ちました。報告は以上です。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございました。続きまして58番と59番案件の新規就農面談に参加していただいた、川内地区の細川委員さん、新規就農計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

細川委員 3月15日の午後3時から、58番・59番案件で新規就農面談を実施いたしましたので報告します。参加者は植田委員、廣瀬委員、兼田委員と私の委員4名、借受人側5名、事務局2名の11名です。

本案件は、令和3年6月総会で、農地利用集積計画が決定し、利用権が設定された

ものです。この度の新規就農面談を実施した理由として、借受人が、個人から法人に変更したこと、借受人の間で、設定した農地を変更したことから再申請があり、今回の面談に至ったものです。また、当初の計画では、ハウスを建て、キクラゲの栽培をする計画でしたが、現地は、農地の管理はされているものの、計画とおりに進んでいない状態であることから、今後の計画や事業実施の見込みも合わせて聞き取りをしました。事業が進まない原因である資金については、自己資金と融資を合わせて、資金調達できる見込みができたとのことです。出荷先については、ハローズでの販売や、薬品会社との話し合いが進み、今後の需要も見込まれています。将来的には、障害者の就労の場として提供し、地域の活性化を図りながら、徳島の特産品の一つにしたいと考えているようです。

結論として、融資が確定し軌道に乗れば、需要も見込めることから、川内地区の委員は一致して、問題なしとの心証を持ちました。報告は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。新規就農面談に参加されました委員からの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第7号議案の農用地利用集積計画については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第7号議案については全案件を承認することに決定いたしました。参与制限により退席しています委員が、着席するまでお待ちください。

引き続き、農地関係の報告事項に移ります。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは報告事項について説明します。議案書22ページを御覧ください。

1番は、農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出についてです。23ページにわたり、6件受理しました。

25ページを御覧ください。2番は、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用の届出についてです。6件受理しました。

26ページを御覧ください。3番は、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用の届出についてです。27ページにわたり、8件受理しました。

28ページを御覧ください。4番は、農地であることの証明についてです。1件証明しました。

29ページを御覧ください。5番は地目変更登記に係る照会に対する回答についてです。3件回答しました。

30ページを御覧ください。6番は農地転用許可後の工事進捗状況報告についてです。1件受理しました。

報告事項の説明については以上です。

議長 報告は以上ですが、何か御意見等はございませんか。
続いて事務局より連絡事項がありますのでお願いします。

事務局 【事務局から連絡事項の説明】

議長

連絡事項は以上ですが、何か御質問、御意見等はありませんか。

それでは、以上をもちまして、令和4年3月徳島市農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。